

りっとうしじどうはったつしえん 栗東市児童発達支援センターの

ほいくしよとうほうもんしえん 保育所等訪問支援とは…

しなないざいじゆう ほいくしよなど しせつ かま ようじ
市内在住でかつ保育所等の施設に通う幼児のう
ち、集団生活の適応のため、園での専門的支援が
必要な幼児（ただし、栗東市児童発達支援事業が利用
できない方に限る）と園の保育者に対し、訪問支援員
が直接園に訪問して支援を行います。園での集団に
適応し、生活しやすくなるよう、一緒に考えていきま
す。

たいしよう かた 対象となる方は…

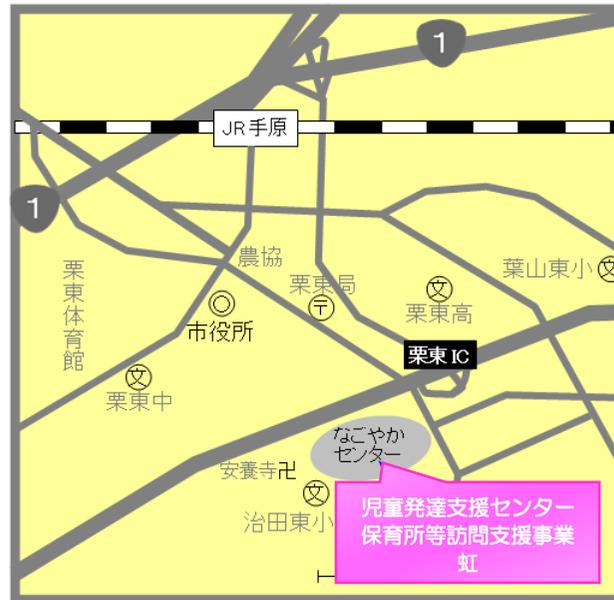
ふくし サービスを利用できる（通所受給者証の交付
を受けている）またとうセンター利用受理審査会議で
支援が必要と認められた方が対象です。

りようしや 利用者は…

ほいくしよとうほうもんしえん りよう ようじ ほごしや ほごもん
保育所等訪問支援を利用する幼児の保護者は、訪問
支援決定後、市障がい福祉課に受給者証を申請し、
受給者証発行後に当センターと利用契約書により契約
する必要があります。個別の訪問支援計画作成後、当セ
ンター・園・保護者の3者で合意した内容の支援を行
います。（期間や回数も決定します。）

もう こ ＜申し込み＞

と あ さき 問い合わせ先＞



〒520-3015

しがけんりっとうしあんようじ
滋賀県栗東市安養寺190

りっとうしそうごうふくしほけん
栗東市総合福祉保健(なごやか)センター内

じどうはったつしえん ほいくしよとうほうもんしえんじぎょう にじ
児童発達支援センター 保育所等訪問支援事業 虹

でんわ
電話：077-554-6114 たんぼぼ教室（内）

FAX：077-554-6116

Email：hattatsu@city.ritto.lg.jp

りっとうしじどうはったつしえん 栗東市児童発達支援センター

ほいくしよとうほうもんしえん 保育所等訪問支援

あんない ご案内

ふくし サービスをご利用いただいている方にとって、必要なサ
ービスをより安心して利用することができるように、児童発達
支援センター化に伴い、新たに「保育所等訪問支援」サービスが
開始されました。

それに伴い〔栗東市保育所等訪問支援事業 虹〕を設置し、
支援サービスを実施しています。



こ たいしょう このような子どもが対象です

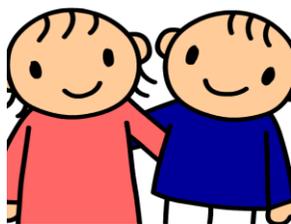
りつとうしざいじゅう ほいくしょなど しせつ かよ しえん ひつよう
栗東市在住で、保育所等の施設に通う支援を必要とする
ようじ つぎ こ たいしょう
幼児で、次のような子どもが対象です。

しゅうだんせいかつ てきおう えん せんもんてき しえん とく
○ 集団生活の適応のため、園での専門的な支援が特に
ひつよう ようじ
必要な幼児

じどうはつたつしえん きょうしつ りょういく じじょう りょう
○ 児童発達支援(たんぽぽ教室)での療育が事情で利用
できない幼児

たと えば . . .

- ・ 運動面の育ちがゆっくりな子ども
- ・ ことばの育ちがゆっくりな子ども
- ・ 落ち着きがなくよく動く子ども
- ・ 人と遊びが苦手な子ども



※訪問支援の実施については、
ほごしゃ めんだん えんほうもん
保護者との面談や、園訪問での
さんかん かんけいきかん じょうほう
参観、また関係機関からの情報
ていきょう もと とう りょうじゅりしんさかいぎ けつてい
提供に基づき、当センターの利用受理審査会議で決定し
ます。それにもない保護者・園・当センターでお子様の
すがた きょうゆう しえん おこな さくせい じょうほう しりょう
姿を共有し支援を行うため、作成した情報や資料を
きょうゆう
共有させていただきます。

ほうもんしえん 訪問支援について

つき かい つぎ かいていど えん しえん う
○ 月1回～月2回程度、園で支援を受けることを原則としま
す。

りょうきかん かげつ ねんみまん
○ 利用期間は3ヶ月から1年未満とします。

ほうもんしえん にってい じかん えん かつどう あ けつてい
○ 訪問支援の日程や時間は、園の活動に合わせて決定しま
す。

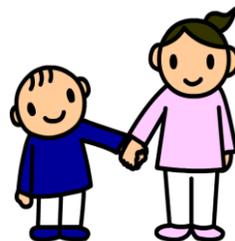
えん しゅうだんせいかつ てきおう む かんきょうちょうせい かか
○ 園での集団生活の適応に向けて、環境調整や関わり
について、共に考えていきます。

こ べつ しえん おこな えん しゅうだんかつどう くわ
○ 個別に支援を行います。園の集団活動に加わって
しえん おこな ばあい
支援を行う場合もあります。

こ じょうきょう あ こべつ ほうもん
○ 子どもの状況に合わせてオーダーメイド(個別の訪問
しえんけいかく さくせい せんもんてきしえん と い
支援計画を作成します)の専門的支援を取り入れながら、
ほうもんしえんいん かか
訪問支援員が関わります。

えん しえんないよう こ ようすなど ほごしゃ ほうこく
○ 園での支援内容や子どもの様子等、保護者にご報告しま
す。また日頃から取り組める育児についての知識や技術
も お伝えします。

ひつよう おう せんもんい かんけいきかん れんらく しえん
○ 必要に応じて、専門医や関係機関と連絡を取り、支援を
すすめていきます。



ほうもんしえん う 訪問支援を受けるためには

ほごしゃ えん ほいくしょとうほうもんしえん りょうきぼう つたえ、
〈保護者〉 園に保育所等訪問支援の利用希望を伝え、
ごさうだん う えん
ご相談の上、了承を得る

ほごしゃ 《園》 じどうはつたつしえん じどうはつたつしえんかんり
〈保護者〉《園》 児童発達支援センター児童発達支援管理
せきにんしゃ う えん りょうしゅう え
責任者に保育所等訪問支援を依頼・申込み

にじ ほごしゃ えん
〈虹〉 保護者・園それぞれからの聞き取り〈相談〉

りょうじゅりしんさかいぎ
利用受理審査会議

ほごしゃ りょうけつてい う ししゅう ふくしか しきゅうしんせい
〈保護者〉 利用決定を受け、市障がい福祉課へ支給申請

けいかくさうだん しょうがいじしえんりょうけいかくあんさくせい
〈計画相談〉 障害児支援利用計画案作成

ししゅう ふくしか しきゅうけつてい じきゅうしやししゅうほこう
〈市障がい福祉課〉 支給決定・受給者証発行

けいやく ほうもんしえんけいかくさくせい ほごしゃ えん にじ ごうい
契約、訪問支援計画作成(保護者・園・虹で合意)

にじ ほうもんしえんけいかく そ えん ちょうせいご ほうもんかいし
〈虹〉 訪問支援計画に沿って園と調整後、訪問開始

りょうじょうきょう ばあい ほうもんしえんかいし
※利用状況により、場合によっては訪問支援開始を

えんき ばあい ごりょうしゅう
延期いただく場合がありますので、ご了承ください。